

## 給水申請に係る配水管布設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市の給水区域内にあって、既存の前面道路に配水管が布設されていない路線等への給水申請に対し、過大な申請者負担の軽減、私有管の発生防止及び公平性の確保を目的とし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、配水管を布設する場合の基準及び手続きについて定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する事業をいう。

(2) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する行為をいう。

(3) 小規模開発 前号に規定する開発行為のうち1,000平方メートル未満のものをいう。

(4) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。

(5) 配水管（予定）工事 給水装置工事施行指針（平成10年4月制定）第7章7.1に規定する工事をいう。

(6) 公道 次に掲げる道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号、第3号及び第4号に規定する道路

イ 土地区画整理事業の施行により設置される公共施設としての道路

ウ 国又は土地改良区（土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条に基づき設立されたものをいう。）によって道路として一般の用に供されている道路

(7) 私道 前号に規定する公道以外の道路

(8) 申請者 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア 次条第1項第1号に規定する配水管の布設を申請する場合 当該事業を施行する土地区画整理組合

イ 次条第1項第2号に規定する配水管の布設を申請する場合 当該開発行為を施行する者

ウ 次条第1項第3号に規定する配水管の布設を申請する場合 その配水管から給水を受けることとなる者。ただし、その者が複数人いる場合はそれらの者の中から選任された代表者

(対象)

第3条 管理者は、次に掲げる配水管を次条に規定する基準に基づき、予算の範囲内において布設（改良を含む。以下同じ。）することができる。

(1) 土地区画整理事業の施行に伴い布設する配水管

- (2) 開発行為に伴い開発区域外において布設する配水管であって、給水申請（住宅、事業場その他の建築物に係る給水申請に限る。以下同じ。）又は配水管（予定）工事の申請に伴い布設するもの
  - (3) 前2号に掲げる以外の配水管であって、給水申請に伴い布設するもの
  - (4) 前3号に掲げる以外の配水管であって、管理者が特に布設する必要があると認めるもの。
- 2 管理者が布設する配水管に延長して申請者が公道部に給水管を布設する場合は、次に掲げる条件を満たす時に本要綱を適用する。
- (1) 申請者が布設する給水管は、管理者が定める管種・口径・延長であること。
  - (2) 竣工後、申請者が布設した給水管は、その後の適正な維持管理のために、管理者が定める範囲を管理者に寄付すること。

（限度）

第4条 前条第1項第1号に規定する管理者が布設することができる配水管は、最大口径のもので、かつ、延長が当該土地区画整理事業に伴い配水管（予定）工事で布設する全延長の7.5パーセント以下のもの1路線とする。

2 前条第1項第2号に規定する管理者が布設することができる配水管の延長は、10メートル以上50メートル以下とする。ただし、布設延長が50メートル以下であっても、開発区域を全体でひとつとみなし、開発区域の前面にかかる配水管布設延長は2メートルまでとする。なお、開発区域内において配水管（予定）工事がある場合は、10メートル以上50メートル以下の範囲内でその分岐部までとし、既存の前面道路が開発区域に取り込まれる場合は、開発区域の手前までとする。

3 前条第1項第3号に規定する管理者が布設することができる配水管（以下「一般給水に係る配水管」という。）の延長は、10メートル以上50メートル以下とする。ただし、布設延長が50メートル以下であっても、申請地の前面にかかる配水管布設延長は、2メートル（管理者が必要と認める場合はその範囲）までとする。

4 前3項の場合において、管理者が配水管を布設することができる道路は、占用許可が得られる公道及び所有者が無償による使用を承諾した私道に限るものとする。

（申請）

第5条 申請者は、配水管布設工事申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えてあらかじめ管理者に提出しなければならない。

- (1) 配水管布設申請者名簿（一般給水に係る配水管の布設を複数人により申請する場合に限る。）（別記様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 更正図（配水管を布設する道路が私道の場合に限る。）
- (4) 土地使用承諾書（配水管を布設する道路が私道の場合に限る。）（別記様式第3号）
- (5) 給水装置変更（改良）同意書（配水管の布設に伴い私有の給水管を改良す

る場合に限る。) (別記様式第4号)

- 2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、配水管を布設するか否かを決定するものとする。

(回答)

第6条 管理者は、前条の規定により配水管の布設を決定したときは、その旨(前条第3項の規定により条件を付したときは、当該条件を含む。)を別記様式第5号による通知書により申請者に通知するものとする。配水管を布設しないことと決定したときも同様とする。

(補則)

第7条 この要綱の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。  
(配水管布設工事負担金要綱の廃止)
- 2 配水管布設工事負担金要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の配水管布設工事申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

配水管布設工事申請書

年 月 日

（あて先）新潟市水道事業管理者

申請者：住 所

氏 名

電 話

「給水申請に係る配水管布設要綱」第5条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。  
 なお、万一当方の理由で工事の必要がなくなった場合は、これに伴う損害は当方で負担いたします。

申 請 場 所	新潟市	地内
布 設 道 路 現 況	道路種別 国道・県道・市道・私道	延長 m 幅員 m
	アスファルト道 砂利道	
私道の場合に記入してください。		
私 道 の 種 別	公衆用道路・建築基準法等上の道路・その他（ ）	
土 地 所 有 者	人	

添付書類

- (1) 配水管布設申請者名簿（一般給水に係る配水管の布設を複数人により申請する場合）
- (2) 位置図
- (3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は公図（配水管を布設する道路が私道の場合）
- (4) 土地使用承諾書（配水管を布設する道路が私道の場合）
- (5) 給水装置変更(改良)同意書（配水管の布設に伴い既設の給水管を変更する場合）

特記事項（水道局記入欄）	受付印
<input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 開発行為（1,000㎡以上） <input type="checkbox"/> 小規模開発 <input type="checkbox"/> 一般給水	

配水管布設申請者名簿

番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			





別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者  
水道局長

## 配水管布設通知書

年 月 日付けで申請のありました申請場所 地内の  
配水管の布設について下記のとおり通知いたします。

### 記

1. 申請書を審査の結果、配水管を

布設する ・ 布設しない ことに決定しました。

布設できない理由

2. 条 件

3. 工事予定時期

令和 年 月 頃工事着手予定です。

（なお、諸条件により予定通り着手出来ない場合があります。）

4. その他

周辺関係住民から苦情等生じぬよう、関係者に説明をお願いします。